

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和 7 年 4 月 30 日付けで提起のあった行政文書一部開示決定処分（令和 6 年 10 月 30 日付けお総第 459 号）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

第 1 主文

本件審査請求を却下する。

第 2 事案の概要

- (1) 請求人は、令和 6 年 6 月 25 日付けで、おいらせ町長に対し、情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況に関する文書について（以下「本件対象文書」という。）の開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、本件対象文書の一部が不存在及びおいらせ町情報公開条例（平成 18 年おいらせ町条例第 8 号。以下「条例」という。）第 7 条第 3 号、第 4 号に該当するとして、令和 6 年 10 月 30 日付けお総第 459 号により、行政文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 請求人は、本件処分を不服とし、令和 7 年 4 月 30 日付けで、審査庁であるおいらせ町長に対し、本件審査請求を行った。

第 3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張

令和 7 年 2 月 6 日の総務課分の開示文書の閲覧をし、その際に開示文書の内容を初めて知った。

口頭意見陳述に係る文書が、申立書以外は不開示だったので、口頭意見陳述、

質疑応答、請求人提出の陳述書等に係る文書の開示を求める。

また、本件審査請求に対する弁明を求める。

第4 理由

(1) 審査請求期間について

行政不服審査法（平成26年法律68号。以下「法」）第18条第1項では、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定している。

この「処分があったことを知った日」とは、当事者が書類の交付、口頭の告知その他の方法により、処分の存在を現実知った日のことであるとされ、当事者が処分があったことを抽象的に知り得べき状態に置かれた日ではないが、処分を記載した書類が当事者の住所に送達される等のことがあって、社会通念上処分のあったことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限り、その処分があったことを知ったものと推定できるとされている（最高裁判所判決昭和27年11月20日民集6巻10号1038頁）。

(2) 本件処分について

本件審査請求日は令和7年4月30日であり、本件処分は令和6年10月30日であることから、その行政文書一部開示決定通知書は相当の期間内に自宅に配達されたものと推認され、請求人が当該処分のあったことを知り得べき状態にあったものと推定できる。

したがって、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第18条第1項の審査請求期間が経過していることが認められる。

(3) 結論

よって、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年7月24日

審査庁 おいらせ町長 成田 隆

(教示)

1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町を被告として（訴訟においておいらせ町を代表する者は、おいらせ町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。